◇青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一三号）（内閣府本府）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第七五号）の施行期日は、平成三〇年二月一日とすることとした。

◇青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四号）（内閣府本府）

1　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二〇年法律第七九号）第二条第七項に規定する政令で定めるものは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を、専ら同項に規定する携帯電話端末等を用いることにより閲覧することを可能とするために提供される電気通信役務（法人その他の団体又は事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合における個人に対してのみ提供されるものを除く。）とすることとした。（第一条関係）

2　インターネット接続機器の製造事業者の義務の適用除外として定める、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合に関し、販売数量が少量であるものについて、一万台からインターネット接続機器ごとに経済産業大臣が告示で定める台数に改めることとした。（第二条及び第三条関係）

3　この政令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第七五号）の施行の日（平成三〇年二月一日）から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、タカネキマダラセセリ赤石山脈亜種等を追加等することとした。（別表第一関係）

2　法第六条第二項第三号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、1の種のうちタカネキマダラセセリ赤石山脈亜種等の卵及びユズリハワダン等の種子を追加することとした。（第二条関係）

3　法第四条第五項の政令で定める特定国内希少野生動植物種として、1の種のうちオドリコテンナンショウ等を追加することとした。（別表第三関係）

4　法第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種のうち、キプロスムフロン等の学名の表記を変更等することとした。（別表第二関係）

5　この政令は、平成三〇年二月一五日から施行することとした。

政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「姫路市」の下に「、明石市」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表十二の項中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表十三の項の1中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改め、同表十四の三の項中「八千円」を「八千七百円」に改め、同表十六の項の2の八中「五十三万円」を「五十七万円」に改め、同項の2のニの(1)中「八十三万円」を「八十八万円」に改め、同項の2のニの(2)中「百一万円」を「百七万円」に改め、同項の2のニの(3)中「百十二万円」を「百二十万円」に改め、同項の2のニの(4)中「百四十二万円」を「百五十二万円」に改め、同項の2のニの(5)中「百六十六万円」を「百七十八万円」に改め、同項の2のニの(6)中「三百八十八万円」を「四百七万円」に改め、同項の2のニの(7)中「五百十万円」を「五百三十四万円」に改め、同項の2のニの(8)中「六百二十九万円」を「六百四十九万円」に改め、同項の2のホの(1)中「百十三万円」を「百十八万円」に改め、同項の2のホの(2)中「百三十四万円」を「百四十一万円」に改め、同項の2のホの(3)中「百五十万円」を「百五十八万円」に改め、同項の2のホの(4)中「百八十三万円」を「百九十四万円」に改め、同項の2のホの(5)中「二百十四万円」を